

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

イノベーター創造地域創出事業

2 地域再生計画の作成主体の名称

鳥取県八頭郡八頭町

3 地域再生計画の区域

鳥取県八頭郡八頭町の全域

4 地域再生計画の目標

鳥取県八頭郡八頭町では、大学進学や就職により、若年人口の流出により人口減少が続いており、人口減少の進行を緩和するためには、若者が働ける、働きたくなる雇用の場を確保し、若者が町で暮らしたいと思える町となる必要がある。

一方で、児童数の減少により、平成29年度には小学校の統合が行われる予定となっているなど、地域の中心となっていた公共施設の活用策についても検討が必要となっている。

また、現在実施している空き家登録制度では修復等の対応が必要になることから、これに加え、就業での町内移住者をタイムリーに受け入れるための体制も必要。

このため、若年人口の流出などにより人口減少が続く中、中山間地におけるイノベーションの拠点がある町、チャレンジングな町であることを町内外に発信しながら誘致活動、事業運営を行っていくことで、若者が活躍できる町というイメージを確立し、若者が暮らしたいと思える町を実現するものである。

【数値目標】

	平成29年 3月末	平成30年 3月末	平成31年 3月末	平成32年 3月末	平成33年 3月末
「隼Lab.」関連就業者数	—	30人	40人	50人	50人
「隼Lab.」参入企業数	—	3社	4社	5社	5社
空き施設を活用したサテライトオフィスの拠点の開設	—	オフィス開設	—	—	—

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

民間企業との連携により、学校の跡地などの空き施設を活用し、企業等の本拠から離れた場所に設置するオフィス（サテライトオフィス）を開設するなど、場所にとらわれることなく就業可能な人材を有する情報関係企業等の誘致を行い、新たな雇用の場を創出し、創造的な仕事を行うクリエイターや革新的な起業家（イノベーター）が活躍・発信するまちを創設するものである。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

鳥取県八頭郡八頭町

② 事業の名称

イノベーター創造地域創出事業

③ 事業の内容

平成27年9月28日に策定した「八頭町総合戦略」に基づき、民間企業との連携により、学校の跡地などの空き施設を活用し、企業等の本拠から離れた場所に設置するオフィス（サテライトオフィス）を開設するなど、場所にとらわれることなく就業可能な人材を有する情報関係企業等の誘致を行い、新たな雇用の場を創出し、創造的な仕事を行うクリエイターや革新的な起業家（イノベーター）が活躍・発信するまちを創設する。

こうした取組を実現することで、新たな企業の進出による産業の活性化、雇用の創出、社会減の減少（例：5社×10人＝50人、平成27年社会減88人）による人口減少の抑制を図るとともに、単なる広報ではなく、利用者を確認していく観点から、中山間地におけるイノベーションの拠点がある町、チャレンジングな町であることを町内外に発信しながら誘致活動、事業運営を行っていくことで、若者が活躍できる町というイメージを確立し、誘致企業の従業員だけでなく、地域の若者が地元で働きたくなる町の実現（長期的な社会減の抑制）につなげていく。併せて入居可能なお試し住宅を整備し、就業による転入希望者の支援を行うものである。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

施設の賃貸料収入及び独自事業により、施設維持費や企業誘致等

に伴う経費を確保するものとしている。(出資を含めた参入を予定している地域金融機関も関与し事業計画を作成)

これまで、参入予定企業等の確保に向けた取組みに実績のあるS Bヒューマンキャピタル㈱と引き続き連携体制を確保し、参入企業の確保を図るものとしている。

【官民協働】

官民出資によるまちづくり事業会社を設立し、協同で事業に取り組むとともに、事業実施主体を明確化することで、経営責任を明確化するものとしている。(まちづくり事業会社には、町出身起業家、地域IT企業、地域金融機関等が参画予定)

【政策間連携】

開業後の施設を、企業誘致により単に雇用を産む場とするだけでなく、施設集客の観点からも地域住民も使用することができる公共的な機能を併せ持つことを検討しており、小学校の廃校後も地域機能を維持する拠点となるものである。また、こうした取組を積極的にPRすることにより、町の情報発信にもつながるものである。

【地域間連携】

企業誘致については、引き続き、鳥取県とも連携を図りながら実施。また、攻めの経営に必要なプロフェッショナル人材の採用をサポートする「とっとりプロフェッショナル人材戦略マネジャー」とも情報交換を図りながら連携体制を構築することとしている。

【その他の先導性】

単に行政が企業誘致を行うだけでなく、民間企業と連携の上、企業が興味を持つ先進的な取組を併せて行うことで、自立的な運営体制を確保しつつ、イノベーションの拠点となる町を目指すものである。

⑤ 重要業績評価指表 (KPI) 及び目標年月

	平成29年3月末	平成30年3月末	平成31年3月末
「隼Lab.」関連就業者数	—	30人	40人
「隼Lab.」参入企業数	—	3社	4社
空き施設を活用したサテライトオフィスの拠点の開設	—	オフィス 開設	—

⑥ 評価の方法、時期及び体制

毎年度、3月末時点の KPI の達成状況を取りまとめ、産官学金労言等が参加した組織による検証体制を構築し、結果について評価を行う。評価結果を踏まえ、目標の効果的な実現に向けて必要な計画の見直しや変更を行う。評価結果は鳥取県八頭郡八頭町のホームページで公表する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

①法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 47,300 千円

⑧ 事業実施期間

地域再生計画認定の日から、平成31年3月31日（3カ年度）

⑨ その他必要な事項

施設改修については、地方創生拠点整備交付金の活用も検討

- ・八頭町隼地区に所在する隼小学校の校舎跡（鉄筋コンクリート3F建、延べ床面積約2,100㎡）について、2階及び3階フロアをビジネス中心の企業用スペース及び起業家・クリエイター用のコワーキングスペース、1階フロアを地域住民も利用するコミュニティスペース（飲食、多目的利用スペース）として改修し、ビジネスの拠点かつ地域住民の交流拠点として活用する。
- ・平成28年度中設計、平成29年度施工予定

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) イノベーター創造地域創出事業

事業概要：平成29年度以降の施設開設に向け、事業実施主体や事業計画の具体化等を図る。また、地方創生推進交付金による事業終了後も、継続的に隼Lab.の取組を推進するため、事業運営会社と連携し、必要な取組みを行うもの。

実施主体：鳥取県八頭郡八頭町

補助制度：地方創生加速化交付金（平成 28 年度）

事業期間：平成 28 年度～平成 32 年度（必要に応じその後も
継続）

6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成 33 年 3 月 31 日

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況にかかる評価の手法

定量目標の達成状況を確認するために、毎年度各指標の集計を行い、産官学金労言等が参加した組織による検証体制を構築し、結果について評価を行う。評価結果を踏まえ、目標の効果的な実現に向けて必要な計画の見直しや変更を行う。

目標 1

「隼 Lab.」関連就業者数については、八頭町が各年度終了後に、隼 Lab. を運営するまちづくり事業会社の報告により把握する。

目標 2

「隼 Lab.」参入企業数については、八頭町が各年度終了後に、隼 Lab. を運営するまちづくり事業会社の報告により把握する。

目標 3

空き施設を活用したサテライトオフィスの拠点の開設については、八頭町が平成 30 年度終了時に、開設の有無を把握する。

7-2 目標の達成状況にかかる評価の時期及び評価を行う内容

	平成 29 年 3 月末	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末	平成 32 年 3 月末	平成 33 年 3 月末
「隼 Lab.」関連就業者数	—	30 人	40 人	50 人	50 人
「隼 Lab.」参入企業数	—	3 社	4 社	5 社	5 社
空き施設を活用したサテライトオフィスの拠点の開設	—	オフィス 開設	—	—	—

7-3 目標の達成状況にかかる評価の公表の手法

毎年度、鳥取県八頭郡八頭町が HP により公表を行う。